

# 令和5年度 埼玉県精神保健福祉審議会 議事録

日時：令和6年1月16日（火）

午後6時30分から午後8時

会場：埼玉会館6B会議室

（会場とZoomによるハイブリッド会議）

## <出席委員>

廣澤 信作	埼玉県医師会 副会長	【議長】
丸木 雄一	埼玉県医師会 副会長	
飯島 毅	埼玉精神神経科診療所協会 会長	
池澤 明子	池沢神経科病院 院長	
喜多 みどり	聖みどり病院 院長	【議事録署名人】
大山 美香子	志木北口クリニック 院長	
長尾 真理子	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立精神医療センター 病院長	
稲沢 公一	東洋大学 教授	
吉岡 幸子	八戸学院大学 教授	【議事録署名人】
上木 雄二	埼玉県社会福祉協議会 副会長	
林 あおい	埼玉県精神障害者家族会連合会 理事	
永瀬 恵美子	埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会	
岡部 明美	埼玉県精神障害者団体連合会ポプリ	

## <埼玉県精神保健福祉審議会規則第7条に基づく出席関係者>

小林 一貴	埼玉県警察本部生活安全総務課 指導第2係長（課長代理）
長嶋 悟	埼玉消防長会救急部会部会長 比企広域消防本部 消防長
小林 孝幸	さいたま保護観察所 所長

## <事務局>

横田 淳一	保健医療部健康政策局 局長
根岸 佐智子	保健医療部疾病対策課 課長
佐藤 夕子	保健医療部疾病対策課 副課長
外園 孝之	保健医療部疾病対策課 主幹
宮下 徹	保健医療部疾病対策課 主査
濱谷 翼	保健医療部疾病対策課 主任
斉藤 由莉	保健医療部疾病対策課 主事
茂木 誠一	福祉部障害者福祉推進課 課長
西川 智久	福祉部障害者福祉推進課 主幹
田中 陽介	福祉部障害者福祉推進課 主任

- 保健医療部健康政策局長による挨拶
- 出席委員の紹介
- 委員総数 16 名のうち、16 名の委員が本日の会議に出席  
審議会規則第 6 条第 2 項により本日の会議が有効に成立していることを確認
- 配布資料の確認
- 会議の公開の確認

<議事>

- (1) 改正精神保健福祉法について
- (2) 第 8 次埼玉県地域保健医療計画について
- (3) 第 7 期埼玉県障害者支援計画について
- (4) 災害時連携民間精神科病院について

<議事録：要旨>

廣澤会長が審議会規則第 6 条第 1 項の規定に基づき議長となり、以降の議事を進行。

**議事（1）改正精神保健福祉法について**

事務局（疾病対策課・障害者福祉推進課）

資料 1、資料 2 及び資料 3 に基づいて説明。

議長）

ただいま改正精神保健福祉法について事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見や御質問があればお願いします。

稲沢委員）

稲沢と申しますが、質問してもよろしいでしょうか。

議長）

稲沢先生、どうぞ。

稲沢委員）

一番最後に出てきた入院者訪問支援というのがあったと思うのですが、その支援を行う訪問支援員というのは、資格とかは無いというふうに聞いたのですが、どういう方々を想定していらっしゃるのでしょうか。また支援の頻度と支援員の人数について、県としてはどの程度お考えなののでしょうか。教えていただければと思います。

議長)

事務局でしょうか。

事務局)

訪問支援員については、都道府県が実施する研修を受講するというのが要件になっております。研修の内容等については国からまだ細かい内容が示されておられません。またどのような方が支援員にふさわしいのかという点については細かい規定があるわけではないのですが、病院と調整をする、入院患者さんとお話をするという内容ですので、我々として現時点では、地域移行等の支援を行っている相談員が望ましいのではないかと考えております。

稲沢委員)

ありがとうございました。資格のない一般の方たちが、たしか二人で一組になって行うという風に聞いたことがあるので、そんなに悠長な時間が取れる人たちってどこにいるのだろうか、というのが心配で、実質行われるのかどうかと危惧されたものですから念のために確認させていただきました。本当にこれから始まるのだと思いますので、少しずつ積み重ねていっていただければと思います。

議長)

ありがとうございました。他にはどうですか。

飯島委員)

飯島ですけれどもよろしいですか。

議長)

飯島先生どうぞ。

飯島委員)

ここの中で、にも包括というのがあると思うのですが、退院患者さんがメインということになるのでしょうか。当初はアルコール依存症やひきこもりの方たちが、なかなか外に出られない、医療に関わっていないという人たちを掘り起こしてつなげていくという考えなのかなど思っていたのですが、そのあたりはどうでしょうか。

議長)

事務局でしょうか。

事務局)

この、にも包括という事業についてなのですが、もともとは入院患者さんの地域移行ということで始まったという経緯があります。実際に事業を進めていく中で、地域移行ということだけでなく、実際に地域で生活されている方々の支援体制を整備していく必要があると思っております。地域で暮らしていらっしゃる方の中で支援に繋がっていない方々をいかにして支援につなげていくかということを含めて、退院支援と地域支援との両輪でやっていくことが求められている事業ですので、我々としては、退院支援だけでなく地域の支援をいかに充実させるかという点を重視しております。

議長)

飯島先生、ただ今の回答でどうでしょうか。

飯島委員)

この、にも包括というのは、診療所を対象にしないで病院が中心という形になっていくのでしょうか。

議長)

事務局どうでしょうか。

事務局)

そういったことはございません。むしろ地域で暮らしていらっしゃる方々で、診療所の先生のところに繋がって行って医療がスタートしていくというのも重要ですし、県としても診療所の皆様方も含めて、にも包括というシステムについて作っていきたいと考えております。ぜひよろしく願いいたします。

議長)

飯島先生、よろしいでしょうか。

飯島委員)

もう一点だけよろしいでしょうか。例えば現在も、にも包括というのは飯能や上尾など市町村で独自の形でやっていたらいいと思います。私の担当している越谷市ではまだそういうものはないのですが、市独自の形ということである程度県には認めていただけるのでしょうか。やはり特定のかたちで活動しないと、にも包括としては認められないものなのでしょうか。教えてください。

議長)

事務局どうでしょうか。

事務局)

埼玉県では、にも包括の体制づくりに関して協議の場を設けるという方法で推進しております。この協議というのは、県全体の物と保健所圏域ごと、市町村ごとで行っております。それぞれの自治体で体制整備を高めて頂きつつ、保健所が広域で集約し、県全体の協議の場でさらに整理していくという形をとっております。飯島先生が診療を行っている越谷市には越谷市独自で保健所を持っておりますけれども、越谷市の体制整備、越谷市を県で担当する春日部保健所と協力しながらやっていきたいと思っております。

議長)

飯島先生よろしいでしょうか。

飯島委員)

保健所を中心として、にも包括をやっていくという認識でよろしいでしょうか。

議長)

事務局どうでしょうか。

事務局)

これまでそういった形で県が推進を強く進めていくという方法でやっておりましたが、先ほどご説明いたしました法改正で、市町村で精神保健に関する相談を行うということとなりましたので、これからは市町村でも主体的に体制整備を進めていただきたいということで、そこを推し進めていこうと考えております。

飯島委員)

ありがとうございました。

議長)

他にはどうでしょうか。

<質疑無し>

議長)

よろしいでしょうか。それでは次の議事に進みたいと思います。

## 議事（２）埼玉県地域保健医療計画について

事務局（疾病対策課）

資料４に基づき説明。

議長）

ただいま第８次地域保健医療計画について事務局から説明がありましたが、この説明につきまして御意見や御質問があればお願いします。

<質疑無し>

議長）

よろしいでしょうか。それでは次の議題に移りたいと思います。

## 議事（３）第７期埼玉県障害者支援計画について

事務局（障害者福祉推進課）

資料５に基づき説明。

議長）

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問はありますでしょうか。

<質疑無し>

議長）

ご意見ご質問はないということで、次の議事に進みたいと思います。

## 議事（４）災害時連携民間精神科病院

事務局（疾病対策課）

資料６に基づき説明

議長）

ただいまの事務局の説明に対して、御意見や御質問があればお願いします。

稲沢委員）

稲沢ですけど一つ確認させていただいてもよろしいでしょうか。

議長)

はい、稲沢先生どうぞ。

稲沢委員)

この災害時連携民間精神科病院というのをあまり聞いたことがないのですが、これは埼玉県独自と考えていいのでしょうか。他の都道府県でもやっているのかどうかというところを教えていただければと思います。

議長)

事務局どうでしょうか。

事務局（疾病対策課）

こちらは、埼玉県独自で実施している事業になっていまして、予算自体も県単独で取っております。

稲沢委員)

すごいですね。分かりました、県独自ということなのですね。ありがとうございました。

議長)

他にはどうでしょうか。

<質疑無し>

【審議会終了】

以上、埼玉県精神保健福祉審議会規則第9条第2項の規定に基づき、議長及び議事録署名委員により、会議のてん末に相違ないことを認め、ここに署名する。

議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_